

平成30年4月2日



担当課	まちなみ景観課
担当者	田中
電話	(073) 435-1082
内線	2912

景観まちづくり推進団体・景観まちづくり推進地区 の認定・指定制度をスタートしました！

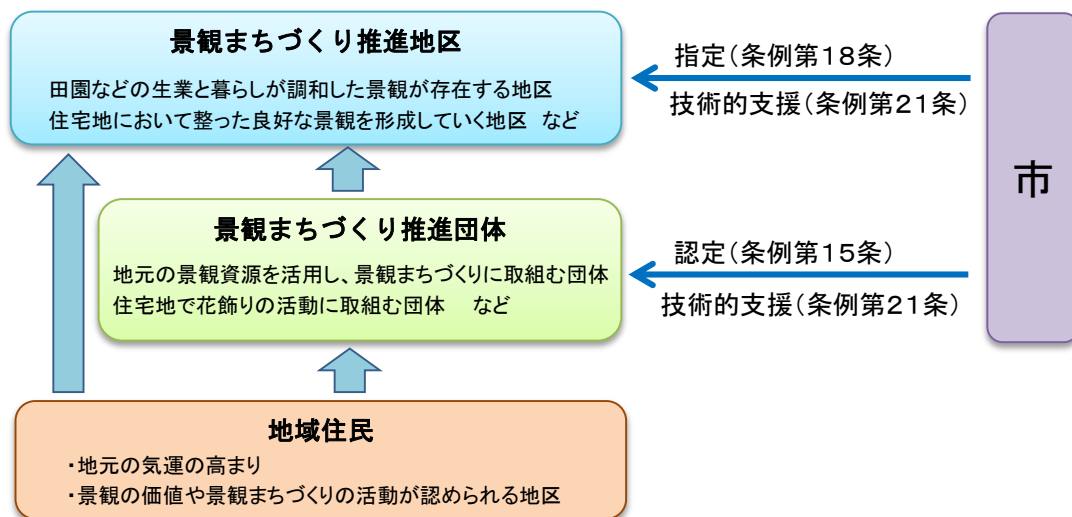
和歌山市では、良好な景観の形成のため、和歌山市景観条例を改正し、地域住民等による主体的な景観まちづくりの取組の醸成及びより一層の活発化を目的として、景観まちづくり推進団体の認定及び景観まちづくり推進地区の指定制度を創設しました。

景観まちづくり推進団体

地域の特徴に応じた景観形成に主体的に取り組む団体を景観まちづくり推進団体に認定し、技術的支援を行います。

景観まちづくり推進地区

より積極的に景観形成の方向性やルール化の検討などを行う地区を景観まちづくり推進地区に指定し、技術的支援を行います。



●認定・指定の要件及び申請書のダウンロードは市ホームページで

I D : 1019047

U R L : http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/douro_kouen_machi/1007741/1007788/1019047.html